

学校感染症と出席停止（療養期間）の基準

分類	病名	出席停止の基準（療養期間）	登校再開時提出書類	
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）など	治癒するまで	治癒証明書	
第2種	インフルエンザ（季節性）	発症後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで	登校届	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	登校届	
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	登校届	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺の主張が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで	登校届	
	咽頭結膜炎	発疹が消失するまで	登校届	
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	登校許可書	
	髄膜炎菌性髄膜炎			
第3種	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	登校許可書	
	細菌性赤痢			
	腸管出血性大腸菌感染症			
	腸チフス			
	パラチフス			
	流行性角結膜炎			
	急性出血性結膜炎			
	その他の感染症（例）※	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後、24時間を経て全身状態が良ければ登校可能	保護者からの口頭での報告。または、登校届
		ウイルス性肝炎	A型・E型：肝機能正常化後登校可 B型・C型：出席停止不要	
		手足口病	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能	
		伝染性紅斑	発疹（リンゴ病）のみで全身状態が良ければ登校可能	
		ヘルパンギーナ	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能	
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能	
		感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能	
アタマジラミ		出席可能（ケル、櫛、ブラシの共用は避ける）		
伝染性軟属腫（水いぼ）		出席可能（多発性発疹者はプールでのビート板の共用は避ける）		
伝染性膿痂疹（とびひ）		出席可能（プール、入浴は避ける）		

※ 第3種「その他の感染症」については、感染症の種類や地域、学校における感染症の発生・流行の様態等を考慮して、出席停止の指示をするかどうか判断する。